

規格・基準等の事前意図公告

（この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9. 1に基づくものです。）

肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件等の一部改正について

下記のとおり肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件等の一部改正するので、お知らせします。御意見のある場合は、下記の要領で御提出下さい。

記

- 1 件名
肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件等
- 2 対象品目
肥料 （関税番号） 3 1 0 1
- 3 趣旨及び目的
農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資するため、科学技術の進展や農業を取り巻く情勢等を踏まえ、肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件等の一部改正を行う。

[改正点]

動物の排せつ物に凝集促進材を混合したものを原料とする堆肥の生産・販売を行う際は、これまでは農林水産省による審査及び農林水産大臣の登録を必要としていたが、当該改正後は届出をもって生産・販売が可能となるよう規制を緩和する。

- 4 適用予定日
2 0 1 7 年 1 1 月
- 5 意見提出先
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
〒1 0 0－8 9 5 0 東京都千代田区霞が関1－2－1
TEL 0 3－3 5 0 2－8 1 1 1 内線4 5 0 8
FAX 0 3－3 5 8 0－8 5 9 2
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された日から6 0 日間